**大阪府公衆喫煙所設置補助金募集要項**

大阪府は、望まない受動喫煙を減少させ、府内の受動喫煙防止対策を促進するため、府内に公衆喫煙所（以下「喫煙所」）を設置または改修する民間事業者を対象に、「大阪府公衆喫煙所設置補助金」の補助対象者を募集します。

**Ⅰ 補助金の概要**

１　補助金の内容

喫煙所の設置または改修を行う事業に対して設置等に係る経費のうち、工費、設備費、備品費及び機械装置費等に対して、大阪府が予算の範囲内で補助金を交付します。

２　交付の対象となる喫煙所

交付対象となる喫煙所は、次に掲げる要件を満たすものをいう。

（１）一般に開放され、容易に利用でき、かつ利用料は無料であること。

（２）喫煙所の出入口に、当該喫煙場所が一般に開放された場所である旨が分かる標識を掲示すること。なお、掲示する標識は、誰もがその内容を理解できるものであることに十分留意すること。

（３）たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第２条第３号に掲げる製造たばこであって喫煙用に供されるもの及び同法第38条第２項に規定する製造たばこ代用品が喫煙可能であること。

（４）望まない受動喫煙が生じないよう配慮した場所に設置し、周辺環境に配慮した運営を行うこと。

（５）健康増進法（平成14年法律第103号）及び「屋外分煙施設の技術的留意事項」（平成 30年11月９日付け健発1109第６号厚生労働省健康局長通知）を遵守すること。

３　補助対象者

次の（１）から（５）のいずれかに該当する事業者であり、府内の建物若しくは土地を所有又は利用する者とする。

（１）個人事業主

（２）中小企業基本法第２条に規定する中小企業者

（３）医療法人、社会福祉法人、学校法人で、常時使用する従業員の数が300人以下の法人

（４）財団・社団法人であって、中小企業基本法第２条に規定する業種に記載の従業員規模の法人

（５）特別の法律に規定する組合及び連合会であって、中小企業基本法第２条に規定する業種に記載の従業員規模以下の者

※ 次のいずれかに該当する者は対象者としません。

①　暴力団（大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②　暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

③　代表者、役員又は使用人その他従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがあるもの。

４　補助対象と補助要件

　【補助対象】

次の(１)、(２)又は(３)を実施する事業とする。

（１）屋内喫煙所設置事業

屋内に喫煙所を設置し、その場所以外で喫煙を禁止するための事業

（２）屋外喫煙所設置事業

人の往来の多い受動喫煙の影響が大きい区域等の屋外に喫煙所を設置するための事業

（３）複数事業者設置事業

複数の事業者が、屋内又は屋外に喫煙所を設置するための事業

〔事業例〕



(1)屋内設置　　　　　　　　　　　　　　(２)屋外設置（閉鎖型）　　　　　 (2)屋外設置（パーテーション型）

【補助要件】

補助金の交付対象となる整備内容は以下のとおりです。

（１）屋内喫煙所設置事業

　次の①、②及び③を満たすこと。

①入口における風速が０．２ｍ/秒以上になること

②たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること

③たばこの煙が屋外に排煙されていること※

※　③を満たすことが出来ない場合は①かつ②に加え、④かつ⑤を満たすこと。

④総揮発性有機化合物の除去率が９５％以上であること

⑤室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が０．０１５mg以下となること

（２）屋外喫煙所設置事業

　喫煙所は、人の往来の多い区域や他の建物の開口部から可能な限り離して設置した上で、次の条件を満たすこと。

|  |  |
| --- | --- |
| パーテーション型 （屋外開放型） | 次の①及び②を満たすこと。  ①壁の高さを一定程度の高さ（２ｍから３ｍ程度）とすること  ②出入口に方向転換のためのクランクを設置すること |
| コンテナ型 （屋外閉鎖型） | 次の①及び②を満たすこと。  ①たばこの煙を可能な限り吸引し、屋外に排出することができる排気装置、脱臭機等が設置されていること  ②喫煙所の直近の建物の出入口などにおける浮遊粉じん濃度が増加しないこと |

（３）複数事業者設置事業

　設置する喫煙所については（１）屋内喫煙所、（２）屋外喫煙所の基準と同じである。

　申請については設置を行う代表者が申請することとすること。

５　補助率、補助金額及び補助対象経費

　【補助率、補助金額】

　下記に示す額を限度として、予算の範囲内で交付します。なお、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて算出します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業種別 | 補助対象経費 | 補助基準額 | 補助率 |
| （１）屋内喫煙所 設置事業 | 喫煙所の設置等に係る経費のうち、 工費、設備費、備品費及び機械装置費等 | 1施設当たり  300万円 | １／２ |
| （２）屋外喫煙所 設置事業 | 1施設当たり  700万円 |
| （３）複数事業者 設置事業 | (屋内喫煙所)  1施設当たり  300万円  (屋外喫煙所)  1施設当たり  ７00万円 |

・　交付は施設単位とし、１施設につき１回のみとします。すでにこの補助金を交付された施設は申請できません。

　【補助対象経費】

補助対象経費は、以下（１）から（3）までの条件に適合する経費です。なお、導入設備は新品のみを補助対象とします。

(1)上記補助対象経費のうち、大阪府が必要かつ適切であると認めた経費

(2)補助対象(使途、単価、規模等)の確認が可能であり、かつ、本補助事業に係るものとして明確に区分できる経費

（3）原則として、所有権が補助事業者に帰属する経費

（参考：補助対象経費として認められるもの、認められないもの）

|  |  |
| --- | --- |
| 認められるもの | 認められないもの |
| ・電気工事、建築工事、配管工事等に係る人件費、材料費、運搬費、設計費（喫煙専用室等の性能に直接寄与する部分。設計管理料含む。）、管理費 | ・デザイン料（喫煙専用室の外観や内装など、  受動喫煙の防止の用に直接寄与しない部分）  ・助成金の申請書作成や見積書作成のための  費用（事前調査費用含む。）  ・申請の代行のための費用  （例：社会保険労務士への報酬） |
| ・喫煙区域と非喫煙区域を隔てるためのパーテーション、ドア、エアカーテン（受動喫煙の防止効果に寄与するもの）  ・換気装置、空気清浄装置、人感センサー  ・ガラリ、給気扇、差圧式吸気口  ・照明機器  ・消防法等の他法令で設置が義務づけられている機械装置  ・灰皿、出入口に取り付けるのれん（備品は喫煙専用室等に据え付けて使用する物に限ります。） | ・喫煙区域内を区切るためのパーテーション、ドア、エアカーテン（受動喫煙の防止効果に寄与しないもの）  ・消耗品（機械装置等の購入時に付属している物は補助対象となります。）  ・映像機器、音響機器、絵画、観葉植物、本棚  ・机、椅子（固定式も補助対象外）  ・喫煙専用室の出入口前に設ける部屋（いわゆる前室）に係る費用 |
| ・建築基準法、消防法等の他法令で義務づけられている手続きに係る費用 （手数料を含む。なお、人件費、旅費等については実費での精算となります。） | ・土地の取得に係る費用 |

|  |
| --- |
| 特別に必要と認められる場合に限り、補助対象と認められるもの |
| ・建物の増設費用（喫煙所の設置のために建物の増設が必要な場合に限る。）  ・既存施設の解体、移設に係る経費  ・空気調和設備（エアコン等）  ・建物と喫煙所をつなぐ渡り廊下  ・要件の確認のための測定の費用（厚生労働省が実施する委託事業で貸与を受けられなかったなど、特段考慮すべき事情がある場合に限ります。） |

**Ⅱ 補助制度の流れ**

府補助金に関する相談を「大阪府受動喫煙防止対策相談ダイヤル」で受け付けます。補助金申請前後に関わらず、お気軽にご相談ください。　連絡先：０６-６９４４-８２２４

**事前相談**

**補助金の交付申請**

**補助金の交付決定**

**工事の着手・完了**

**実績報告書の提出**

**補助金額の確定**

**補助金の請求**

**書類審査**

**補助金の受領**

申請先：〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目　本館６階

大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課

生活習慣病・がん対策グループ　宛て

工事完了及び工事費用の支払後、実績報告書類を

別途お知らせする期日までに送付してください。

府補助金交付額確定通知書送付後、大阪府公衆喫煙所設置補助金交付額支払請求書を上記申請先まで送付してください。（※請求書の提出は交付額確定通知書が到達し次第、翌年度４月末までに速やかに行ってください。）

［注意事項］

※　交付申請書受理から交付決定まで約５週間程度、時間を要する場合があります。

余裕を持った事業計画策定をお願いします。

※　補助金の交付を受けるためには年度内（令和８年３月31日まで）に、工事施工、工事事業者への支払い等を含め、全てを完了し、翌年度の４月10日までに事業実績報告を行う必要があります。（期限には十分注意して下さい。）

※　補助金申請の締切日については、別途ご案内します。

※　偽りやその他不正行為により、補助金の交付を受けた場合や交付決定の内容、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求めることがあります。

**Ⅲ 申請書類及び申請書の提出**

　【申請に必要な書類】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 名称 | 原本・写しの別 |
| 様式第１号 | 大阪府公衆喫煙所設置補助金交付申請書 | 原本 |
| 様式第２号 | 公衆喫煙所設置補助金経費所要額調書 | 原本 |
| 様式第３号 | 公衆喫煙所設置事業計画書 | 原本 |
| 様式第４号 | 要件確認申立書 | 原本 |
| 様式第５号 | 暴力団等審査情報 | 原本 |
| 書式 | 大阪府公衆喫煙所設置補助金の振込先 | 原本 |
| その他 | 資本金等が確認できる書類 | 写し |
| その他 | 喫煙所を設置しようとする場所の工事前の写真 | 写し |
| その他 | 設置を予定している喫煙所の場所、仕様、換気扇等の設備詳細を確認できる書類 | 写し |
| その他 | 喫煙所の設置要件を満たして設計されていることが確認できる書類 | 写し |
| その他 | 府から個別に指示のあった書類 | 原本、写し |
| 参考資料 | 大阪府公衆喫煙所設置補助金　必要書類チェックリスト【交付申請用】 | 原本 |

〇　申請様式の入手方法及び申請書類の指定様式は、大阪府ホームページからダウンロード  
することができます。

URL : https://www.pref.osaka.lg.jp/o100070/kenkozukuri/judoukitsuen/kousyukitsuenjo.html

〇　募集開始日

令和７年４月１日（火曜日）

〇　郵送等による送付先

大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課　生活習慣病・がん対策グループ

住所　　： 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目　本館６階

連絡先 ： ０６-６９４４-８２２４

**Ⅳ 留意事項**

【申請に関する留意事項】

　（１）本補助金は、原則工事の実施前に申請が必要です。また、当該申請に係る工事の契約、着手、支払等については大阪府からの交付決定があった後に行ってください。

（２）申請は郵送及び来所により受け付けます。

※郵便等による送付の際は、簡易書留など必ず差出しの記録が残る方法で送付してください。

（３）申請者ご本人が直接窓口にお越しになり、申請書を提出する場合は、事前にご連絡をお願いします。（ご連絡がない場合は対応できない場合があります。また、工事事業者の方が単独で来られるなど、代理人の方のみでの申請はできません。同席は、必要な範囲であれば構いません。）

（４）申請書類等、資料の作成及び提出に要する経費は、すべて申請者の負担となります。（再提出などの場合も同様です。）

（５）申請書類の中に日本語以外の言語がある場合は、翻訳文を添付してください。（その際、日本語が優先するものとします。）

（６）必要に応じて、大阪府から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

（７）大阪府が定める追加資料の提出期限を過ぎた場合や、事前の連絡なしに指定日時にお越しにならない場合には、申請を辞退したものとみなす場合があります。

【交付決定後の留意事項】

（１）経費の支払方法

補助事業に係る経費の支払は、金融機関（銀行・郵便局など）からの振込払いとします。また、原則、他の取引の経費との混合払いは認められませんので、他の経費とは区別して支払ってください。

（２）禁止事項（補助事業中及び完了後）

①補助事業に基づき導入する補助対象設備その他の設備については、その機種、型式及び設置場所を申請書記載のものから変更し、又は改造することはできません。

※　申請時の内容と異なる工事等を行う場合は、必ず事前に申請先までご連絡のうえ、変更 申請など所定の手続きを行ってください。

※　補助金申請者や工事業者の方などの判断で、申請時の内容と異なる工事を行った場合、補助金の交付対象外となることや、減額となることがあります。

※　「軽微な変更」の判断は大阪府が行います。

②　交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継することはできません。

③　補助事業の申請の取下げ、事業内容の変更、中止または廃止をする場合は、申請先まで変更交付申請等の手続きを行ってください。

④　企業名（名称）･代表者･所在地の変更があった場合については、申請先へ届出を行ってください。

【補助金支給後の留意事項】

（１）保存補助事業に係る関係書類及び帳簿類は補助金を受給した年度の年度末（３月31日）以降、５年間保存しなければなりません。

（２）財産の保管・管理補助事業により取得した補助対象設備その他の財産は、すべて善良なる管理者の注意を持って保管・管理しなければなりません。

また、原則として、補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間は当該財産の処分（売却・廃棄等）はできません。財産を処分した場合は、別に定めるところにより、納付金を納めていただくことがあります。なお、運用を中止した場合も同様となります。

※　交付決定以後の事務手続などについては、別途お知らせします。

　（３）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む）は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第８号）を遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月30日までに提出してください。なお、仕入控除税額があることが確定した場合には、その仕入控除税額を府に納付しなければなりません。

**Ⅴ その他**

　本補助金は、公的資金を財源としているため、その適正な執行が強く求められています。

本補助金を活用されるに当たっては、こうした趣旨を十分ご理解いただき、ご協力いただきますようお願いします。

なお、以下のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。その際、補助金交付決定を取り消した場合で、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。

（１）偽りその他不正の手段により、補助金等の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

（例）導入する設備の購入経費について、次の事例のような違反があったとき

・リベート（商品券、サービス券、物品等を含む）による代金還元を前提としていた場合

・購入経費を水増しした場合・値引き、返金、下取り価格を隠匿した場合

・リース契約による導入を買い取って購入したように偽装した場合

（２）補助金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。

（３）補助対象設備の設置場所での事業活動の実態がないと認められるとき。

（４）補助対象設備を無断で処分（移設、売却、賃貸、廃棄等）したとき。

（５）申請要件に該当しない事実が判明したとき。

（６）その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは補助金交付決定に基づく命令に違反したとき。

（７）本補助金で整備した環境の運用を中止したとき。

（８）偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した場合は、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に違約加算金 （年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。